

山運輸第544号の2
令和6年3月25日

一般旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通達がありました。

つきましては、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願いいたします。

東自旅一第861号
東自旅二第1731号
令和6年3月21日

管内運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引について

標記について、令和6年3月15日付け国官参企第21号、国自旅第375号で物流・自動車局長より別添のとおり通達があったため、了知のうえ、所要の措置を講じるとともに、積極的な働きかけを行われたい。

国官参企第21号
国自旅第375号
令和6年3月15日

東北運輸局長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添1のとおり協力依頼があったことを踏まえ、管内の旅客自動車運送事業者及び自動車道事業者に対し、あらゆる機会を捉え精神障害者についても、身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等について検討するよう、理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

加えて、コミュニティバス等を運行している管内の市区町村等に対しても、コミュニティバス及びデマンド交通における精神障害者割引の導入が比較的進んでいない状況であることに鑑み、既存の各種運賃割引等の適用対象への追加も含めて、精神障害者への運賃割引等の実施が検討されるよう、参画する地域公共交通会議等の場を活用するなどにより積極的な働きかけを行われたい。

なお、管内の旅客自動車運送事業者及び自動車道事業者に対しては、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する運賃割引等に係る減収分について、運賃改定時における収入原価算定に盛り込むことが可能な旨を申し添えること。



国総バ第118号
令和6年2月27日

物流・自動車局長 殿

総合政策局長
(押印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引に関する要請について（依頼）

国土交通省では、公共交通の各モードにおいて精神障害者に対する運賃割引が導入されるよう、令和元年第198国会の衆・参両院における「精神障害者の交通運賃に関する請願」の採択以降も、事業者各社や業界団体に対して理解と協力を求めてきたところであり、この結果、一部のモードにおいては約9割（事業者数ベース）の事業者で割引が導入されるなど一定の進捗が見られるに至っている。

しかしながら、他のモードにおいては、事業規模の大きい事業者でほとんど導入が進んでいない状況や、導入した事業者が5割（同）を下回っている状況等があることから、現行の障害者の権利に関する条約及び障害者基本法における位置づけを踏まえて、精神障害者による公共交通の円滑な利用を確保するためには、国土交通省として、身体障害者及び知的障害者に対して導入されているものと同様の運賃割引についてその導入を更に促進していくことが極めて重要な課題となっている。

このため、貴職におかれては、所管するモードにおいて精神障害者に対する運賃割引を導入する事業者が一層拡大するよう、事業者各社や業界団体に対して、導入すべき必要性や先行する他社の事例、割引分に係る運賃算定上の扱い等についてあらためて丁寧に説明して理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。